

建設工事指導監査要領

平成15年4月1日15会検第1号
経営戦略局長、発注機関の長あて
会計局長、農政部長、林務部長、
土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正 平成26年6月23日26契検第41号]

この要領は、長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日50監第590号。）第39条第1項第5号に規定する建設工事の指導監査（以下「指導監査」という。）に適用する。

第1 目的

指導監査は、建設工事の施工途中において、工事が適正に計画され、またその工事が、請負契約書、設計図書その他関係書類に基づき適正に施工されているかを監査し、指導することを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において「監査員」とは、会計局長又は会計センター所長が指導監査を行わせるため指定した職員をいい、「監督員等」とは、発注機関の長が指定した監督員又は発注機関の長が指定した職員をいう。

第3 検査の実施

会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事の指導監査を実施する。

第4 指導監査の内容

指導監査は、発注者における工事の計画内容、監督員における現場の把握状況、受注者における施工体制を含む契約書等の履行状況、出来形管理と品質管理の状況、施工計画とその実施状況等について行う。

第5 監査員の指定及び指導監査の実施方法

- (1) 発注機関の長は、前第3に該当する工事の指導監査については「指導監査依頼書（処理規定様式第40号）」により、会計局長又は会計センター所長に依頼する。
- (2) 会計局長又は会計センター所長は、前号で依頼された指導監査について監査員を指定する。
- (3) 発注機関の長は、指導監査に監督員等及び受注者を立ち合わせる。
- (4) 監査員は、指導監査の結果を「指導監査復命書（処理規定様式第41号）」により、会計局長又は会計センター所長に復命する。

- (5) 会計局長又は会計センター所長は、監査員から指導監査の復命があったときは、その結果を「指導監査実施結果通知書（処理規定様式第43号）」により、発注機関の長に通知する。
- (6) 発注機関の長は、会計局長又は会計センター所長から前号の通知を受けたときは、その内容に基づき、改善等の必要があると認める場合は改善に努力するとともに、受注者に対して改善等を指示する。

附則

(適用期日)

この要領の実施は、平成15年4月1日から適用する。

(要領の廃止)

2 次の各号に掲げる要領は廃止する。

- (1) 建設工事指導監査要領（平成元年6月1日付元監第173号）
- (2) 農業農村整備事業県営工事指導監査要領（平成14年3月25日付13土地第691号）

附則（平成16年5月27日16検第12号）

(適用期日)

この要領の実施は、平成16年6月1日から適用する。

附則（平成18年3月27日17検第44号）

(適用期日)

この要領の実施は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年3月22日18検第53号）

(適用期日)

この要領の実施は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成26年6月23日26契検第41号）

(適用期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第 40 号) (要領 5(1)関係) (事務処理規程第 39 条関係)

指 導 監 査 依 頼 書

第 号
平成 () 年 月 日

会 計 局 長 様
(会計センター所長)

発注機関の長

下記工事について指導監査を実施してください。

記

工 事 名

工事

工事箇所名

指導監査希望日 平成 年 月 日

(様式第 41 号) (要領 5(4)関係) (事務処理規程第 40 条関係)

指 導 監 査 復 命 書

平成 () 年 月 日

会 計 局 長 様
(会計センター所長)

監 査 員
所 属 会計局
職 名
氏 名 印

工 事 名 工事

工事箇所名

上記工事の指導監査結果は、別添指導監査結果報告書のとおりです。

(様式第 43 号) (要領 5(5)関係) (事務処理規程第 40 条関係)

指導監査実施結果通知書

第 号
平成 () 年 月 日

発注機関の長 様

会計局長
(会計センター所長)

工 事 名

工事

工事箇所名

平成 年 月 日付 第 号で依頼のありました上記工事の指導監査結果は、別添指導監査結果報告書のとおりです。